

学校会計について

本学の会計は、「学校法人会計基準」に従い、以下の三表を作成しています。

<資金収支計算書>

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。ただし、諸活動に対応する収支と支払資金の収支とは必ずしも一致しません。資金収支計算書は、企業会計のキャッシュ・フロー計算書に相当します。両計算書の主な相違点は、例えば資金収支計算書では、入学予定者が手続き時に収めた授業料などを、入金年度の年度に前受金収入として受け、入学年度に授業料収入などへ振替をおこないます。また、年度内に収められなかった授業料などがある場合、サービスの提供が既に済んでいれば、授業料収入（期末未収入金）として計上するなどの調整計算を行っている点です。

資金収支計算書にあらわれる主な科目の内容は、以下の通りです。

- 【学生生徒等納付金収入】 授業料、入学金、施設費などの収入で、借入金等を除く大学収入の8割弱を占めています
- 【手数料収入】 入学検定料、証明手数料などの収入で、金額の大部分は入学検定料です
- 【寄附金収入】 用途が指定されている特別寄附金と一般寄附金があります
- 【補助金収入】 交付元が国の国庫補助金と地方公共団体補助金があります
- 【資産運用収入】 預金・有価証券の利息・配当金、大学の施設・設備利用料があります
- 【資産売却収入】 所有資産の売却額です
- 【事業収入】 学寮寮舎費等の補助事業収入、東京女子大学学会や心理臨床センターの附属事業収入、受託事業収入があります
- 【雑収入】 退職金財団交付金や科学研究費補助金間接経費等の収入です
- 【借入金等収入】 学債の収入です
- 【前受金収入】 次年度入学予定者からの授業料、入学金、施設費などで、次年度に授業料、入学金、施設費等の収入科目に振替えます
- 【その他の収入】 預り金や引当金を取崩した収入です
- 【資金収入調整勘定】 当該年度の収入として計上したが期末までに未収である期末未収入金や、前年度までに資金を受け入れたが当該年度に本来の科目に計上した前期末前受金等を調整する科目で、マイナス表示されます
- 【前年度繰越支払資金】 前年度から繰り越した支払資金額です
- 【人件費支出】 教員人件費、職員人件費、役員報酬、退職金などの支出です
- 【教育研究経費支出】 直接、教育研究の用途に支出した経費です
- 【管理経費支出】 教育研究経費以外の経費です

- 【借入金等利息支出】 日本私立学校振興・共済事業団借入金に対する利息支出です
- 【借入金等返済支出】 日本私立学校振興・共済事業団借入金返金および学校債償還の支出です
- 【施設関係支出】 土地、建物、構築物などの購入額です
- 【設備関係支出】 機器備品、図書などの購入額です
- 【資産運用支出】 有価証券購入や各種引当資産積上げの支出です
- 【その他の支出】 資産に計上する貸与奨学金、前払金、立替金や、負債の支払い前期末未払金支払などの支出です
- 【資金支出調整勘定】 当該年度の支出として計上したが期末までに未払である期末未払金や、前年度までに支払を済ませたが当該年度に本来の科目に計上した前期末前払金等を調整する科目で、マイナス表示されます
- 【次年度繰越支払資金】 次年度に繰り越す支払資金額です

<消費収支計算書>

当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容と消費収支の均衡の状況を明らかにするものです。計算方法は、当該会計年度の帰属収入（学校法人の負債とされない収入で、企業会計の収益にあたります）から基本金組入額を控除したものが消費収入になります。消費支出は、教育研究などのサービス提供や管理を行うために必要なコストです。企業会計の売上原価、販管費にあたります。消費収入から消費支出を差し引いたものが、消費収入超過額（若しくは消費支出超過額）です。消費収支計算書は、企業会計の損益計算書にあたりますが、大きく異なるのは、収入（帰属収入）からまず固定資産取得にかかわる額を、基本金組入額として控除した後の消費収入で、人件費、経費などコストを賄う構造になっていることです。消費収支計算書の目的の一つが、収支均衡の状況を明らかにすることで、消費収支 ≥ 0 円なら学校の規模が維持され永続が可能であることを表しています。

消費収支計算書にあらわれる科目の多くは、資金収支計算書のそれと同じです（語尾に「収入」や「支出」の言葉が入るか否か）。消費収支計算書だけにあらわれる主な科目の内容は、以下の通りです。

- 【現物寄附金】 機器備品等の現物を寄贈された寄附金です
- 【退職給与引当金繰入額】 期末要支給額に私立大学退職金財団の掛金累計額と交付金累計額との差額を加減した金額と、退職給与引当金との差額を繰り入れる
- 【減価償却額】 固定資産の中の建物、機器備品など時の経過と共に価値が減少する資産について、取得原価を毎年度の消費支出に費用配分するものです。学校会計ではすべて定額法による償却を行います。
- 【資産処分差額】 所有資産を売却した際、売却額が帳簿価格を下回った場合の差額や、資産を除却した場合の帳簿価格を計上するものです。

【基本金繰入額】 基本金繰入は、大学の施設・設備を継続して維持するため、当該年度の帰属収入から設備投資額を差し引くもので、残額で当該年度の経費（消費支出）を賄うこととなります。固定資産等への支出額のうち、新規購入の場合はその取得額の全てを、取替更新の場合には取替前と取替後の資産の取得価格の差額を計上します。基本金へ組入れるのは、帰属収入を財源とするものに限られます。

<貸借対照表>

学校法人の貸借対照表は、企業会計のそれと構造的に変わりありません。資産項目の配列は、固定性配列法（流動性の低い項目から順に配列していく）です。学校法人の財政状態が健全であるかどうかや、教育研究のための必要な資産の保有状況等の情報を提供します。

主な科目は以下の通りです。

【固定資産】	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産で、土地、施設、設備、各種引当資産
【流動資産】	現預金、未収入金、前払金等
【固定負債】	長期借入金、学校債、退職給与引当金等
【流動負債】	短期借入金、未払金、前受金、預り金等
【基本金】	第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金、第4号基本金
【消費収支差額】	翌年度繰越消費収入（支出）超過額

以 上